様式第45号（第12条関係）

安曇野市告示第486号

# 公示送達書

下記の者は、書類の送達ができないので地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示します。

なお、送達すべき書類は、福祉部高齢者介護課において保管し、その送達を受けるべき者の申出により交付します。

また、同法第20条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和８年11月11日

安曇野市長　中山　栄樹　長野県安曇野市長之印

記

１　送達を受けるべき者の氏名（名称）及び住所（所在地）

下表のとおり

２　送達すべき書類

下表のとおり

| 送達を受けるべき者 | | 送達すべき書類 |
|---|---|---|
| 氏名 | 住所 | |
| 三沢　敏夫 | | ・令和８年度　介護保険料（普通徴収）<br>006期　督促状 |